

高齢者医療の負担のあり方に関する当面の対応について

平成20年7月17日

与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチーム

新たな高齢者医療制度は、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でともに支え合うものとして設けられたものであり、その円滑な運営を図るため、本年6月10日に「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」をとりまとめ、6月12日に政府・与党として決定したところである。

その各項目については、政府において着実に実施し、その定着を図る必要がある。また、「さらに検討すべき課題」として整理した項目についても、引き続き、本プロジェクトチームにおいて検討していくこととするが、このうち、70歳から74歳の医療費自己負担増（1割→2割）及び被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策については、平成21年度も実施が必要であるとの認識で一致した。

その具体的内容については、今後の状況を踏まえながら結論を得るものとし、その平成21年度分の予算措置については、補正予算での対応を含め、予算編成過程において検討し、国の責任において適切に対処する。

また、6月12日の政府・与党決定に盛り込まれた保険料の軽減対策等に係る平成21年度分の予算措置についても、同じく、適切に対処する。